

(別添)

令和2年度農業経営相談所における活動の基本的な方針

農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知）別記1の第4（本事業の実施工程）の期初に国が示す農業経営相談所における活動の基本的な方針を次のとおり定める。

1 活動の基本的な考え方

国は、令和元年から、実質化された人・農地プラン（令和元年6月26日付元経営第494号農林水産省経営局通知2（1）の実質化された人・農地プランをいい、以下「実質化プラン」という。）に向けた取組が大宗の地域で行われるよう各般の施策を重点化している。これを受け、ほとんどの市町村では、既に実質化プランとみなすことができる区域や今後実質化プランの策定に取り組む工程表を公表の上、その実行に着手する地域も見られている。このため、農業経営相談所の活動についても、実質化プランの実行を後押しする観点から、以下の事項を踏まえて活動の実施工程を具体化する。

2 重点指導農業者の選定に当たっての中心経営体への重点化

農業経営相談所が重点指導農業者を設定するに当たり、普及組織が候補者を選定する際には、市町村が作成した実質化プランにおいて中心経営体として位置付けられた認定農業者や法人化を目指す集落営農等の担い手を優先するよう、関係市町村と密接な協力を行うものとする。

併せて、経営戦略会議を開催して重点指導農業者を決定する際には、候補者とされた経営体が、5年から10年後においても農地利用を担うことが基本となるよう留意しつつ、中心経営体自体の後継者・承継先への円滑な経営承継、人材確保、規模拡大、資金調達等の経営課題に応じて、派遣すべき専門家の適性を能力マップの活用を図りつつ考慮し、支援チームを編成する。

3 中心経営体への円滑な経営継承に対する支援体制の強化

実質化プランの実行に当たっては、プランの区域内の後継者不在の農業者が有する経営資産・営農技術等が中心経営体（候補者を含む。）に円滑に継承されていくことが重要であることを踏まえ、都道府県段階の関係機関（新規就農相談センター（農業委員会ネットワーク機構、農業公社等）、農地中間管理機構、JA都道府県中央会等）や関係市町村との連携を強化して農業経営の第三者への継承を希望する農業者の経営移譲可能な経営資源、経営移譲の時期等に関する情報を経営支援の対象となる中心経営体に提供するなど、実質化プランの実行の支援の観点から、中心経営体への継承支援体制を構築す

る。

4 中心経営体候補者としての新規就農者の定着促進への支援体制の強化

地域農業の担い手が僅少又は不在の地域にあつては、5年後10年後地域の中心経営体となる者の確保とその定着が重要である。このため、実質化プランの中心経営体候補として新規就農する者の当該地域への定着促進を図る観点から、地域段階のサテライト窓口を有効活用し、就農支援サポート体制との有機的な連携を図り、新規就農者の経営開始から規模拡大、資金調達等の経営発展に向けた経営課題に対し、伴走型支援体制を強化する。

5 既存の集落営農の統合、再編、異業種との連携等の取組に対する支援体制の強化

複数の農業者が集団で地域の農地を効率的に利用する集落営農の取組を持続的なものにしていくためには、地域全体の収益力を向上させていくために、法人化に向けた取組の加速化や地域外の経営体との連携や統合・再編、販売面での異業種との連携等を積極的に推進していく必要がある。かかる取組について、地域の合意形成の円滑化の観点や市町村の区域を超えた広域的な観点から支援できる体制を経営戦略会議の構成機関の連携を踏まえて強化する。

6 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 対面での相談や多人数での相談会等に代わる方法（例えば、電話やオンラインでの経営相談、SNS等を活用した農業者への情報提供・構成機関の情報共有等）を検討、実施するなど感染拡大防止に最大限留意する。
- (2) 農林水産省における新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策（https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support_maff.html）を踏まえ、重点指導農業者を含むすべての農業者に対し適切な情報提供を行うとともに、持続化給付金、雇用調整助成金等の申請の税務面での確認などの支援を行う等、農業者の多様な相談窓口としての機能を強化する。

以上